

岩手県告示第73号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和2年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和3年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
山田町	荒川第2地割及び第4地割から第7地割までの各一部、山田第3地割、第4地割、第14地割及び第15地割の各一部並びに豊間根第4地割から第6地割までの各一部

2 調査期間 令和3年1月22日から同年3月31日まで